

## 【難病や長期慢性疾病の患者への支援強化】

### （知事コメント）

- まず、難病患者さんの経済的負担の軽減については、医療費の負荷軽減を目的として、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、一定の認定基準を満たしている方に医療費を助成させていただいております。
- また、県ホームページにおいて、難病の定義や難病による症状の特徴などを周知し、難病患者についての正しい理解の促進に努めております。
- 就労支援については、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、障害者手帳を持たない難病患者の雇用への企業の理解が深まるよう努めてまいります。
- 平成30年度からは「仕事と生活の両立支援相談窓口」を設置し、専門の相談員が、治療と仕事との両立に悩む労働者や企業からの相談に対応しています。
- こうした取組により、引き続き難病患者等の支援に努めてまいります。